

岡山市母子寡婦福祉連合会補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、母子家庭及び寡婦の福祉向上のため、岡山市母子寡婦福祉連合会に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象は、岡山市母子寡婦福祉連合会とする。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 各種研修会開催事業
- (2) 母子寡婦福祉大会開催事業

(補助基準)

第4条 この補助金の交付金額は、市長が定めた額とする。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和57年8月20日から施行する。